

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者に対する納付金制度の導入について 皆様からの御意見を募集します

平成 26 年度から指定管理者制度の下で運営されている川崎市地方卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）について、指定管理者制度の導入以降の社会経済環境の変化を踏まえ、市場会計健全化及び南部市場の施設老朽化といった、財源を要する課題の解決に向け、指定管理者が場内事業者から受け取る利用料金収入の一部を市に納めさせることができる、納付金制度を導入する条例改正を行う方向で検討を進めていることを皆様にお知らせするとともに、広く意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和 7 年 8 月 29 日(金)から令和 7 年 9 月 29 日(月)まで

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日を除く）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

(1) 川崎市中央卸売市場北部市場（川崎市宮前区水沢 1-1-1 管理事務所棟 3 階）

(2) 川崎市地方卸売市場南部市場（川崎市幸区南幸町 3-126-1 管理事務所棟 3 階）

(3) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館

(4) 情報プラザ（川崎市役所本庁舎 2 階）

※ 川崎市ウェブサイトからもご覧いただけます。

※ 閲覧可能な時間は各施設の開庁・開館時間に準じます。

3 提出方法

題名、氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス、住所）を明記の上、次のいずれかの方法で御提出ください。

(1) 電子メール

川崎市ウェブサイトのパブリックコメント専用サイトから所定の方式により送信してください。

(2) 郵送・持参

〒216-8522 川崎市宮前区水沢 1-1-1 管理事務所棟 3 階

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課

(3) FAX

044-975-2242

【留意事項】

ア 御意見に対して個別の回答は行いませんので、御了承ください。

イ 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理されます。

ウ 御意見などの概要を公表する際には、個人情報は公開いたしません。

エ 電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について整理した結果を、川崎市ウェブサイトにて公表します。

5 問い合わせ先

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課庶務係

電話：044-975-2211 / FAX：044-975-2242

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者に対する納付金制度の導入について

意見募集の要旨

現在、利用料金制※の指定管理者制度の下で運営されている川崎市地方卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）について、指定管理者制度の導入以降の社会経済環境の変化を踏まえ、市場会計健全化及び南部市場の施設老朽化といった、財源を要する課題の解決に向け、市長が必要であると認めるときに、利用料金の一部を指定管理者から徴収することができる納付金制度を導入するための条例改正を行う方向で検討を進めており、意見を募集するものです。

※地方自治法第244条の2第8項に基づき、施設の利用に係る料金を指定管理者が自己の収入として収受することができる制度

南部市場の概要、制度改正の理由・内容等

（１）概要・沿革

- 南部市場は、昭和19(1944)年11月に現在地に青果、水産物を扱う「中央市場」として開設され、昭和32(1957)年3月に全国で14番目の中央卸売市場として開場しました。
- その後、花き部を開設し、現在と同様の青果部、水産物部、花き部の3部門体制となりました。
- 平成19(2007)年4月に「地方卸売市場」へ転換するとともに、施設の集約化、再整備を平成22(2010)年度までの4年間で行いました。
- 平成26(2014)年4月からは、市場運営のさらなる効率化等を図るために指定管理者制度を導入しています。
- その際、指定管理者が施設利用料金等を自己の収入として収受することができる利用料金制を採用することで、市からの指定管理料なしに、指定管理者の経営努力により収支採算を確保して運営されるような仕組みとしました。

南部市場の現況（令和7（2025）年8月1日現在）

名称		川崎市地方卸売市場南部市場
所在地		川崎市幸区南幸町 3 丁目 126 番地 1
最寄り駅		東日本旅客鉄道 南武線尻手駅（約 0.3km）
敷地面積 / 延床面積		32,224 m ² / 24,396 m ²
開場年月		昭和 19(1944)年 11 月
取扱部門		青果部、水産物部、花き部（3 部門）
場内事業者	卸売業者	3 社（内訳：青果部 1 社、水産物部 1 社、花き部 1 社）
	仲卸業者	14 社（内訳：青果部 3 社、水産物部 9 社、花き部 2 社）
	関連事業者	18 社（内訳：第 1 種 11 社、第 2 種 7 社）
	場内関係団体	6 団体（場内事業者で構成する組合等）

- 指定管理者制度の導入から約10年にわたり、市が直接運営していた時と比べて、市の財政支出（人件費や小規模修繕工事費用等）が削減されるとともに、指定管理者は、採算を確保した施設運営を継続できており、制度導入の効果は十分に上がっています。

南部市場の運営に係る市の収支（単位：千円）

	H25(2013)年度	H26(2014)年度～R2(2020)年度平均	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度	R6(2024)年度
歳出（南部市場運営費）	187,192	16,424	4,458	11,534	4,643	5,455
歳入	147,628	498	370	300	244	292
（歳入-歳出）	▲39,564	▲15,926	▲4,088	▲11,234	▲4,399	▲5,163

※歳出は南部市場運営費を計上。施設整備費、公債費は除く。歳入は南部市場に係る収入を計上。市債は除く。

（２）現状と課題

- 南部市場の取扱高の増加に伴い、指定管理者に納められる利用料金収入は近年増加傾向にあり、指定管理者はその収入をもとに、コロナ禍や電気料金高騰時の場内事業者支援のための利用料金減免や、指定管理者による小規模修繕工事、活性化事業等の拡大により、場内事業者や市民等への還元に取り組んできましたが、決算では収支差（利益）が拡がりつつある状況にあります。

指定管理者の近年の収支実績（単位：千円）	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度	R6(2024)年度
収入(A)	118,435	116,905	130,599	142,858
支出(B)	106,832	112,480	123,961	135,443
うち指定管理者による年間工事費用	26,694	27,840	28,638	31,849
指定管理者の収支差額(A-B)	11,602	4,425	6,638	7,415

- 現在、指定管理者制度の下でも大規模修繕工事等は市の支出により実施するため、南部市場にかかわる市の財政負担は現在も続いています。指定管理者が南部市場の運営で得た利益を、市の収入とする（市に納付してもらう）仕組みはありません。
- こうした状況を踏まえ、現在行われている南部市場の今後の運営のあり方の検討と並行して、市場会計健全化及び南部市場の施設老朽化といった、財源を要する課題の解決に向け、指定管理者の利益の一部を何らかの形で市に還元させる方法の導入について検討を行ってきたところです。

（３）制度改正内容

- （２）の検討を踏まえ、次のとおり進めることとします。
 - ① 現在、南部市場の利用料金は全額が指定管理者の収入となっていますが、市長が指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる旨の規定を、川崎市地方卸売市場業務条例に加えます（納付金制度の導入）。
 - ② この改正は、第3期指定期間（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）の開始に合わせ、令和7（2025）年度に行います。
 - ③ 実際に納められる納付金の額（計算方法）は、条例では規定せず、第3期指定管理者の募集要項等の中で、年間500万円を納付することを基本としているほか、応募者が任意の計算方法により追加の納付金を支払う提案も可能としています。最終的な金額は、第3期指定管理者に指定された応募者が提案した内容に基づき、決まることになります。

（４）今後のスケジュール

8月～9月 条例改正パブリックコメントの実施・次期指定管理者募集
11月 パブリックコメント結果公表
12月 条例改正議案・指定議案の提出